

○財務省告示第百九十五号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十五年五月二十三日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十五年六月十一日 財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（四十年）（第六
回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び特別
の法律及びそ
の
条
項
会
計
に
関
す
る
法
律
（
平
成
十
九
年
法
律
第
二
十
三
号
）
第
四
十
六
条
第
一
項

三 振替法の適
用等 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。の規定

四 発行方法

の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
利回りを競争に付して行われる
入札（以下「利回り競争入札」と
いう。）による発行（以下「利
回り競争入札発行」という。）及
び利回り競争入札の募入の決定
をした後に行われる入札であつ
て、財務大臣が各国債市場特別
参加者ごとに応募限度額を定め
るものによる発行（以下「国債
市場特別参加者・第Ⅱ非価格競
争入札発行」という。）

五 募入決定の
方法

				七							六																
者 ・ 第 II	特 別 参 加	国 債 市 場	行 争 入 札 発 競	争 入 札 発 競	非 格 競 発	者 ・ 第 II	特 別 参 加	国 債 市 場								争 入 札 発 競	争 入 札 発 競	非 格 競 発	者 ・ 第 II	特 別 参 加	国 債 市 場	行 争 入 札 発 競	争 入 札 発 競				
									行 争 入 札 発 競	争 入 札 発 競	非 格 競 発	者 ・ 第 II	特 別 参 加	国 債 市 場	行 争 入 札 発 競									争 入 札 発 競	非 格 競 発	者 ・ 第 II	特 別 参 加
			万 三 千 九 百 三 十 八 億 二 千 百 五 十 二 万 円		で 百 五 十 八 億 円	た 利 付 十 八 億 円	条 第 一 国 債 に つ いて 、 額 面 金 額 し	特 別 會 計 に 関 す る 法 律 第 四 十 六	万 円	千 八 百 十 六 億 五 千 八 百 七 十 五	付 国 債 に つ いて 、 額 面 金 額 で	一 項 の 規 定 に 基 づ き 、 額 面 金 額 で	會 計 に 関 す る 法 律 第 四 十 六	十 億 四 千 百 十 五 万 円	つ い て 、 額 面 金 額 で	定 基 づ き 、 額 面 金 額 で	う ち 、 財 政 法 第 四 十 九	額 面 金 額 で 三 千 九 百 九 十 九 億 円				込 み の 応 募 額 を 割 り 當 て る 。	募 限 度 の 額 を 割 り 當 て る 。	各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 ご と の 応	り 當 て る 。	い も ら そ の ち 、 應 募 額 を 割 り 當 て る 。	各 申 込 み の う ち 、 應 募 利 回 り の 低

十四 初期利子

ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。

平成二十五年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.9}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十六 償還期限

平成六十五年三月二十日

十七 償還金額

額面金額百円につき百円

十八 元利支

日本銀行

十九 入札参加

財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日

平成二十五年五月二十三日